

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

**告 示**

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三六
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件 三六
- 家畜防疫員の検査を受けることを命ずる件十二件 三六
- 林業種苗法により生産事業者の登録をした件 三三
- 道路の区域を変更する件三件 三三
- 道路の供用を廃止する件 三三
- 公 告**
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 三三
- 福島県公安委員会 三三
- 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 三三
- 福島県選挙管理委員会 三三
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三五
- 正 誤**
- 平成二十三年二月十五日付け定例第二千五百五十八号中 三三
- 平成二十六年五月二十三日付け定例第二千五百九十二号中 三三

## 告 示

### 福島県告示第百三十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるこ

ととされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
田代歯科医院	須賀川市東町五三十三	田代直也	福島県須賀川市東町五三十三	平成二十七年一月一日	介護予防居宅療養管理指導

(社会福祉課)

### 福島県告示第百三十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。

平成二十七年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

事業所の名称		事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
変更前	変更後			
レッツ倶楽部・福島郷野目	リハプライド郷野目	福島市郷野目字東一四六	株式会社 r v i g o	福島県福島市御山字沢田一七
レッツ倶楽部梁川町	リハプライド・梁川町	伊達市梁川町幸町七九	株式会社 リハライブリー	同 県伊達市梁川町大関字鎌研三〇一二

(社会福祉課)

### 福島県告示第百三十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成二十七年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 実施の目的

牛のブルセラ病及び結核病の発生の予防

二 実施する区域

- 1 福島市（飯野町の区域に限る。）、二本松市（木ノ根坂、大根畑、宮沢、休石原、小関、大関、栄町、岳東町、原七日照田、立石、隠里、西町、錦野一丁目、箕輪一丁目、箕輪二丁目、箕輪三丁目、馬場平、南トロミ、中町、大町、錦町一丁目、錦町二丁目、大久保一丁目、大久保二丁目、芹沢、昭和町、堀越、米五町、八坂町、上蓬田、木ノ崎、大平中井、中森、長下の区域に限る。）、本宮市（本宮瀬樋内、本宮竹花、本宮万世、青田の区域に限る。）、郡山市（旧郡山（大平町を除く。）、安積町、大槻町、片平町、日和田町、喜久田町、富久山町、田村町、湖南町の区域に限る。）、田村市（船引町のうち今泉、春山、芦沢、門沢、堀越、遠山沢、柗山、永谷、荒和田、笹山、要田、成田の区域、滝根町の区域に限る。）、浅川町、小野町（小野新町、谷津作、皮籠石、小野赤沼、菖蒲谷、小戸神、夏井、南田原井、湯沢、塩庭、上羽出庭の区域に限る。）、白河市、鮫川村（西山の区域に限る。）、磐梯町、会津美里町、相馬市（玉野の区域を除く。）、いわき市（川前町川前、遠野町、四倉町、小川町、大久町の区域に限る。）の各区域
- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの
  - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
  - 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
  - 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
  - 4 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛
- 四 実施の期日  
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百三十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成二十七年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 実施の目的

牛のヨーネ病の発生の予防

二 実施する区域

- 1 福島市（飯野町の区域に限る。）、二本松市（木ノ根坂、大根畑、宮沢、休石原、小関、大関、栄町、岳東町、原七日照田、立石、隠里、西町、錦野一丁目、箕輪一丁目、箕輪二丁目、箕輪三丁目、馬場平、南トロミ、中町、大町、錦町一丁目、錦町二丁目、大久保一丁目、大久保二丁目、芹沢、昭和町、堀越、米五町、八坂町、上蓬田、木ノ崎、大平中井、中森、長下の区域に限る。）、本宮市（本宮瀬樋内、本宮竹花、本宮万世、青田の区域に限る。）、郡山市（旧郡山（大平町を除く。）、安積町、大槻町、片平町、日和田町、喜久田町、富久山町、田村町、湖南町の区域に限る。）、田村市（船引町のうち今泉、春山、芦沢、門沢、堀越、遠山沢、柗山、永谷、荒和田、笹山、要田、成田の区域、滝根町の区域に限る。）、浅川町、小野町（小野新町、谷津作、皮籠石、小野赤沼、菖蒲谷、小戸神、夏井、南田原井、湯沢、塩庭、上羽出庭の区域に限る。）、白河市、鮫川村（西山の区域に限る。）、西会津町、磐梯町、会津坂下町、柳津町、会津美里町、相馬市（玉野の区域を除く。）、いわき市（川前町川前、遠野町、四倉町、小川町、大久町の区域に限る。）の各区域
- 2 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する区域
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
- 二の区域内で飼育されている生後一歳以上の牛であつて次に掲げるもの
  - 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
  - 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
  - 3 1又は2の牛と同一施設内で飼育している牛
  - 4 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
  - 5 所轄の福島県家畜保健衛生所長が指定する牛
- 四 実施の期日  
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

福島県告示第百四十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成二十七年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 実施の目的  
馬伝染性貧血の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

生後百八十日以上以上の馬であつて、過去五年の間に一の目的に係る検査を受けていないもののうち次に掲げるもの

- 1 家畜市場に出場する軽種馬
- 2 県外に移出する馬
- 3 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬
- 4 放牧している馬又は放牧しようとする馬
- 5 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬
- 6 競馬法（昭和二十三年法律第五十八号）の規定による競馬に出場する馬
- 7 所轄の福島県家畜保健衛生所長が必要と認める馬

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

**福島県告示第百四十一号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十七年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 実施の目的

鶏の家きんサルモネラ感染症（サルモネラ・プロラムによるものに限る。）の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏候補鶏

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

急速凝集反応法

（畜産課）

**福島県告示第百四十二号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十七年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 実施の目的

蜜蜂の腐蛆病の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

蜜蜂

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

肉眼的検査及び細菌学的検査

（畜産課）

**福島県告示第百四十三号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十七年三月十日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生の予防

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

越冬していない一の監視伝染病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件及び自然条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

（畜産課）

**福島県告示第百四十四号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成二十七年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
高病原性鳥インフルエンザの発生の予察
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥又は七面鳥（以下「家きん」という。）を百羽以上（だちようにあつては、十羽以上）飼養している箇所であつて、福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている家きんのうち任意の十羽以上
- 四 実施の期日  
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日
- 五 検査の方法  
血清学的検査（鶏を検査する場合はエライザ法（当該検査で陽性が確認されたときは、同一血清について寒天ゲル内沈降反応）、鶏以外の家きんを検査する場合はあつては寒天ゲル内沈降反応）

（畜産課）

**福島県告示第百四十五号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成二十七年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
豚のオーエスキュー病の発生の予察
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
繁殖の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚又は肥育の用に供し、若しくは供する目的で飼養している豚であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されているものうち任意の十四頭以上（十四頭に満たない場合は、全頭）
- 四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

（畜産課）

- 五 検査の方法  
既知のオーエスキュー病抗体陽性農場にあつては抗体識別酵素免疫測定法、これ以外の農場にあつてはラテックス凝集反応、酵素免疫測定法又は中和試験

**福島県告示第百四十六号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の死体の所有者は家畜の死体について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成二十七年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
牛海綿状脳症の発生の予防
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成十四年法律第七十号）第六条第一項の規定による届出に係る牛の死体（牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十八号）第四条各号に掲げる場合に係る牛の死体を除く。）
- 四 実施の期日  
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで
- 五 検査の方法  
家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第一に定める方法

（畜産課）

**福島県告示第百四十七号**

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。  
平成二十七年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 実施の目的  
豚コレラの発生の予察
- 二 実施する区域  
県下一円
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲  
地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されて

いる豚

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（エライザ法及び中和試験）

（畜産課）

福島県告示第百四十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十七年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

牛ウイルス性下痢・粘膜病のワクチン未接種の牛であつて、地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定したもの

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

（畜産課）

福島県告示第百四十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第五条第一項の規定により、家畜の所有者は家畜について家畜防疫員の検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成二十七年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

一 実施の目的

豚流行性下痢の発生の予察

二 実施する区域

県下一円

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

地理的条件を考慮して福島県家畜保健衛生所長が指定した箇所において飼養されている豚

四 実施の期日

平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間において所轄の福島県家畜保健衛生所長の指示する日

五 検査の方法

臨床検査及び血清学的検査（中和試験）

（畜産課）

福島県告示第百五十号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、次のとおり生産事業者の登録をした。

平成二十七年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の所在地	登録年月日
福島県五 六五	吾妻造林有限公司 松浦四男 福島市町庭坂 字湯町一七番 地	幼苗の育成	福島市町庭坂 湯町一七番地	平成二十七年二月二日

（森林整備課）

福島県告示第百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所平成二十七年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区間	変更前 変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道郡山 矢吹線	郡山市片平町字清水七 〇番四地先から	変更前 A	七・〇 二八・〇	四六〇・〇



同 市片平町字元大谷 地一〇八番地先まで	変更後	A 七・〇〇 B 二八・〇〇 一〇・五〇 六八・〇〇	四六〇・〇 四六〇・〇
-------------------------	-----	-------------------------------------	----------------

(道路計画課)

福島県告示第百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

一般国道 一五二号	区 間	変更前 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	大沼郡金山町大字越川 字下村一六五三番二地 先から 同 郡同 町大字本名 字坂瀬川二二四九番一 地先まで	変更前 A 八・〇〇 三二・〇〇	A 八・〇〇 三二・〇〇	二六、三五三・〇
	変更後	変更後 A 八・〇〇 三一・〇〇 B 一〇・〇〇 五五・〇〇	A 八・〇〇 三一・〇〇 B 一〇・〇〇 五五・〇〇	二六、三五三・〇 二六、六七〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十七年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
		変更後		

県道小林 館の川線	の 別	(メートル)	(メートル)
南会津郡只見町大字荒 島字三田山四九〇番三 地先から 同 郡同 町大字小 川字滝ノ曾根一二三三 番八地先まで	変更前 二八・九〇 四〇・九〇	二八・九〇 六二・三〇	八二・三〇 八二・三〇

(道路計画課)

福島県告示第百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を廃止する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で平成二十七年三月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年三月十日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 廃 止 の 区 間	供 用 廃 止 の 期 日
県道会津若松熱塩温泉 泉自転車道線	会津若松市門田町大字飯寺字村西 八三六番地先から 同 市神指町大字南四合字才 ノ神四九二番一地先まで 会津若松市神指町大字中四合字川 端一番一地先から 同 市神指町大字北四合字伊 丹堂一五三番一地先まで	平成二十七年三月一〇日

(道路計画課)

公 告

公告第五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
平成二十七年三月十日

福島県公安委員会

土地改良区 の名称	喜久田土地改良区	住所
就任した役員	氏名	
理事	佐藤 幸次	郡山市喜久田町前田沢字西原七四番地
同	菅野 義一	市喜久田町堀之内字堀内二九番地
同	佐久間 俊一	市喜久田町前田沢字上原一七番地
同	藤橋 初夫	市喜久田町堀之内字外左工門段五五番地
同	瀧田 俊夫	市喜久田町堀之内字堀内二番地
同	佐久間 忠好	市喜久田町堀之内字堀内一一三番地
同	上野 浩	市喜久田町堀之内字堀内一八番地
同	橋本 栄嗣	市喜久田町堀之内字橋本池西一〇番地
同	大山 晃正	市喜久田町堀之内字堀内一二番地
同	加藤 政良	市喜久田町堀之内字釜場西二番地
同	鈴木 幸也	市喜久田町前田沢一丁目六六番地
同	佐藤 善一郎	市喜久田町前田沢字西原七四番地
同	加藤 健治	市喜久田町堀之内字堀内一八番地
同	渡邊 正康	市喜久田町前田沢字上入沢二四番地の二三
同	内田 勇一	市喜久田町堀之内字北原八番地の三八
同	菅野 耕一	市喜久田町堀之内字堀内二四番地
同	星野 一則	市喜久田町堀之内字宮一八番地
同	矢野 康一	市喜久田町前田沢字西原七三番地の三四
同	寺山 好広	市喜久田町前田沢字西原七四番地
同	遠藤 勉	市喜久田町堀之内字北原五番地の九
同	石倉 徳彌	市喜久田町前田沢字西原七四番地
同	佐藤 幸太郎	市喜久田町堀之内字北原四番地

(農村計画課)

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成27年 3月10日

福島県公安委員会委員長 長谷川 百合子

福島県公安委員会規則第3号

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 入札及び契約に関すること。

第5条の2第1号中「留置施設」の次に「の管理運営」を加え、「管理」を「処遇」に改める。

第15条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 犯罪の捜査に必要な情報の分析に関すること（組織犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。

第32条の2に次の1号を加える。

(7) 避難指示区域（福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第29条第1項に規定する避難指示区域をいう。）等における安全・安心の確保対策その他の県の復興及び再生に関する治安対策の総合調整に関すること。

別表第2 棚倉警察署の部塙駐在所の項中「大字常世北野、大字常世中野、大字東河内、大字西河内、大字堀越、大字中塚、大字板庭、大字上渋井、大字竹ノ内、大字上石井」を「大字上渋井、大字堀越、大字西河内、大字東河内、大字常世北野、大字常世中野、大字竹之内、大字板庭、大字中塚及び大字上石井」に改め、同表相馬警察署の部磯部駐在所の項中「立谷」の次に「、赤木」を加え、同部尾浜駐在所の項中「相馬市尾浜」を「相馬市原釜」に、「原釜、尾浜、本笑、和田、新沼、北小泉」を「北小泉、新沼」に改め、「光陽四丁目」の次に「、原釜、尾浜、和田及び本笑」を加える。

附 則

この規則は、平成27年3月26日から施行する。

( 警 務 課 )

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第三十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十七年三月二日現在において、次のとおりである。

平成二十七年三月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、一八二
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三〇一、一三六
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

福 島 市	選 挙 区	七 七、九 三 七	選 挙 区	一 八、九 九 三
			田 村 市 田 村 郡	



正 誤

二本松市	一五、八二九	双葉郡	一八、四六一
相馬市相馬郡新地町	一一、九六五	石川郡	一一、六九七
喜多方市耶麻郡	二一、九六三	東白川郡	九、三一七
須賀川市岩瀬郡	二六、一六二	大沼郡	七、八二四
白河市西白河郡	三〇、二二三	河沼郡	六、五〇三
いわき市	九一、一八三	南会津郡	八、〇七七
郡山市	八八、四八四	本宮市安達郡	一〇、五九五
会津若松市	三三、二三一	伊達市伊達郡	二八、一四九
		南相馬市相馬郡飯館村	一九、七八四

ページ	段	行	正	誤
-----	---	---	---	---

○平成二十三年二月十五日付け定例第二千二百五十八号中

五一	上	後ろか ら一七	一〇七・〇	五七・〇
----	---	------------	-------	------

○平成二十六年五月二十三日付け定例第二千五百九十二号中

一三〇	上	後ろか ら一	一〇・〇	一五・六
-----	---	-----------	------	------